

広島県訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員以外の者の文書等の閲覧）            第七条 文書等は、広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）、広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、その他法令等に基づく場合を除き、職員以外の者に閲覧させ、又は転写させてはならない。ただし、知事の許可を得たとき又は行政を執行するために必要であり、かつ、明らかに第三者の権利利益を侵害することがない場合で、当該文書等を保管する課の文書事務取扱主任の許可を得たときは、この限りでない。</p>	<p>（職員以外の者の文書等の閲覧）            第七条 文書等は、広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）、広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）及び広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）に基づく場合を除き、職員以外の者に閲覧させ、又は転写させてはならない。ただし、知事の許可を得たとき又は行政を執行するために必要であり、かつ、明らかに第三者の権利利益を侵害することがない場合で、当該文書等を保管する課の文書事務取扱主任の許可を得たときは、この限りでない。</p>

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。